

# 生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第4号（2017年4月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。  
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務運営に関する適切な情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。  
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知に繋がればと思っております。

失業等で、住居を失う恐れがある方に…

**家賃相当額【住居確保給付金】を支給します。**

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間（原則3ヶ月間で最長9ヶ月間）、家賃相当額（上限あり）を支給いたします。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を相談支援員と就労支援員が就労に向けた支援を行います。

※一定の要件を満たしている方が対象となります。  
所得制限や、就労に向けた活動など…



- 申請日において、65歳未満であって、離職等の日から2年以内であること
- 支給額：家賃相当額（上限あり）として、収入に応じて調整された額を支給
- 支給期間：3ヶ月間  
（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

- ★相談したいが、センターに行きにくい…
- ★体調が悪く、外出が難しい  
そんな方に！

センター相談員が、ご自宅に訪問し  
ご相談をお伺いいたします。

お気軽にご連絡ください！



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・松本（家計相談支援員）